

國第一回參議院建設委員會會議錄第一號

昭和二十四年十月三十一日(月曜日)
午前十時五十一分開会

委員氏名	石坂 豊一君
委員長	原口忠次郎君
上事	仲子 隆君
理事	島田 千壽君
理事	岩崎正三郎君
	鳥津 忠彦君
	末治君
	水久保 甚作君
	石川 一衛君
	田方 進君
	赤木 正雄君
	安部 定君
	久松 定武君
	北條 秀一君
	兼岩 傳一君

から説明を求める」といたしたいと思ひます。

○説明員（八嶋三郎君） 戦災復興の問題につきまして、前回のこの委員会におきまして一部申上げましたので、或いは重複する嫌いの点もあるかも知れませんが、その点お許し願いまして、大体今回戦災復興の問題につきまして再検討をいたしましたにつきましての、先づ方針、要領並びにその経過、又その結果といったようなものにつきまして、この機会におきまして御説明を申上げて置きたいと存ずるのでござります。

去る本年の六月丁合に内閣におきまして戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針の決定をして頂きましたして、それに基きまして、これを実施していく所とするところの実施要領と、あ

しかし、この段階で、この方針を確立する
ものを確定いたしました。これを全国的
の事業実施者並びにこれを監督いたし
まするところの各県に、この方針を指
示いたしまして、これに基きまして、

九月の下旬にこの結論を一応得たのでござります。先ず第一番に、この閣議決定を見ました方針につきまして、その方針と並びに実施要領につきまして簡単に説いて見ること思つております。

おいてお手許に配付いたしましたので、本日も説明の資料を持って参りましたが、残部がございましたのでござりますが、戦災復興基金の先ず再検討をいたしますにつきましては、この書類は、実は前回の協議会においてお手許に配付いたしましたので、本日も説明の資料を持つて参りましたが、残部がございませんので、この点お許しを願いたいと存するのでございます。戦災復興基金の先ず再検討をいたしますにつきま

では、二つの点を一応捉えて見たのであります。一つは都市計画というものと、と都市計画事業というものと、この二つの問題でございます。御承知の通りに、計画といふものになりますといふと、一つの計画を設定いたしまするところにいろいろと権利、制限が働くとして参りますするので、非常に住民に、この計画が実施されるまでの間、長期間かかりますると、いろいろと建築制限等の問題につきまして御迷惑をかけておりますので、先ずこの計画面についてつきまして、真に交通、防災、保健上必要であるかどうかといふものの限度をもう一度一つここで再検討をして見ようじやなかろうかという点でござります。この計画面として取上げました問題は、一つは道路の幅員の問題であり、一つは公園緑地の問題であります。道路の問題につきましては、道路の幅員の甚だ大なる街路につきましては、その実現性と緊要性といふものを勘案いたしまして、そうして一つ再検討をして見ようというので、大体この範囲に入れましたものは、高速六車線以上を予想して計画されておりまする幹線街路、それから高速車線と緩速車線を分離するよう計画されておりまするもの、それから美観上植樹帯を設置するよう計画されておるというようなもの等につきまして、幅員の縮小の可否を検討して参りたい。それから防火帶を目的としたしておきまする街路又つきましても、その沿線を防火地区又は準防火地区に指定をいたしまして、

その幅員につきまして、原則として三十六メートルを保有せしめたいが、止むを得ずこれを縮小する場合であつても最も最小限三十メートルを下らないようにして行こう、それから三十メートル以下の中のものでありますても、いわゆる幅道との総合的考慮の下に縮小を適当といたしますするものは、これも検討して参る。それから工事施行といいたして

れいすする路線とこれに関連いたしましては、施
する街路の幅員につきましては、施
いたしました部分の幅員との調整を
考慮して考えて行きたいと、大体こう
いうようなことを基本方針といたします
して、今回この街路の幅員の問題を考
えさせて見たいであります。

その次は、公園綠地の問題であります
するが、公園綠地の問題につきましては、
は、当初東京都内等を例にとつて見ますと
すると、相当大きな地域というものを
この綠地に指定いたしましたが、その後
いろいろ／＼と土地の細目の利用計画と
いつたようなものが漸次明らかになつて
て参りましたがために、いつまでも公
園綠地の故を以て、ここに建築の制限
を働かせて参るということは非常にそ
くはないというような点もございまし
たので、今回の基本方針といたしま
ては、主として児童公園であるとか、
児童運動場又は普通の運動場といふう
のに重点を置きましたて、既定計画とい
うものを変更して参る。或いは又河川
とか、水路の沿岸沿い等におきま
して、公衆衛生或いは消防の防火上どう
しても利水を必要といたしまするよう

な地域といったようなもの、或いは市街地で住宅が密集をいたしておりまするところで、特に防火帯が必要としたしまするような地域を選定いたしまして、そこに公園緑地というものを設定して参りたい、こういう方針で今回臨んで参つたのでございます。以上は、太体この計画面として検討いたさせた問題でございます。

次に、都市計画事業の問題でございまするが、都市計画事業につきましては、何と言いましても、問題は区画整理を中心いたしました事業でござりますので、これにつきましては、事業の速かな一つ終戻を図るということを重点に置きまして、この土地区画整理は、罹災区域の中で交通、防火上特に憂慮せらるる地域に限つてこれを施行して参りたいというので、戦災の比較的僅少であつたような都市であるとか、或いは又事業実施の困難な都市につきましては、事業実施の方法等につきましては、別途に考慮いたしまして、できるだけこの戦災復興の事業の範囲といふものを圧縮して参りたい。と申しますのは、一つはできるだけそういう僅少な都市といふものは、これを落して行くということ、それから事業実施の範囲といふ、区域といふものもできるだけ減少をして参りたい。その代り一方におきましては、事業が進捗いたしておりまする都市につきましては、できるだけこれを一つ特別な財源的措置等をも講じまして、急速に一つ終戻を図つて参りたいというような

方針の下に考えて見たのでござりまするが、それにつきましては、できるだけ物件移転を避けるとか、地下埋設物等の費用を節約するとか、いろいろなことをして参りたい。それから又上下水道等につきましては、できるだけ既存のものの活用に重点を置いて参りました。それからその範囲等につきましても、区画整理で落しますような範囲につきましても、集団的な焼残りの地区であるとか、或いは又区画整理をいたしましても、土地の価値とくらうのがそれ程増進をして参らない地域であるとか、或いは又住宅が密集いたしておりますと、そうしてこれに手を付けるといふと、べら棒に金がかかって参るような地域とか、いふところも、できるだけ省いて参るうじやなからうかというような大体の方針でやつて参つたのでござりまするが、ただ併しながら、すでに事業を始めましてから数年になりまするので、いろ／＼と換地の発表も終つたり、或いはすでに事業の実施も着手してゐるようなどころを再検討だからと言つて、根本的に始めからやり直すということになりまするというと、手戻り等の関係が非常に多くなりますので、却つてつまらん費用をかけますので、そういうようなところは原則として一つ既存の計画と、いうものを尊重して、これを実施せざるようにして行きたいというような、実は根本方針を以ちまして、この計画を進めて参つたのでございます。これにつきましては、実は建設省の中に事業実施者の代表であるとか、或いは都市計画に対する経験者とか、いつたよう

六十何億というような数字が残っておりますのでございまするが、これらの詳細につきましては、この前文のところに詳しく書いてございますが、大体そういう結論を得たのでございます。面積におきまして一割五分削減をし、事業費におきまして三九%の減を見るということにいたしたのでございます。
裏面には、これにつきましての区画整理に伴いますところの街路事業であるとか、或いは河川水路、瓦斯、電気、鉄道軌道、公共空地、上下水道等につきましての一億坪と、それから今回の八千五百万坪を実施いたしまするにつきましての金額等につきまして、詳細にそこに書いて置いたのでございます。
一億坪と仮定いたしまして面積を一割五分減らしましたのは、先程も申しますように、焼残り地区を除外したとすること、それから住宅が立込んでおる地域で換地発表の済んでおらないと、いうような地域を除く、或いは経済的価値の上昇率というものが非常に少いといったような土地を除くとか、いうようなことにいたしまして、一五%の減を見たのでございます。それから金額におきまして三九%を減少いたしましたのは、設計内容、事業内容等の検討によりまして節約をいたしましたうこと、この点は実は清掃地等につきましては、原則としてはこれを削りまして、そうしてこれは別途の失業救済の事業によつてこれをやつて行く、或いは宅地整地といったようなものも、水路の埋戻しであるとか、崖地の切崩しといったような真に止むを得ないようなものに限つて、この宅地の整地を認めて參るといつたようなことによりまして、この経費の節約を図つたのでございます。

て、要移転戸数、それから電柱であるとか、墓地であるとか、地下埋設物といつたようなものの移転の減少を図って参る。できるだけ現況というものを尊重して、そうして移転戸数を少くして参る。それから公共空地の事業にいたしましても、簡素な整地と設備を最小限度に止めるというような方針をいたしまして、これが削減を図つて参つたのでございます。ただこういたしましても、残事業的なものを多少そこに残したのでございまするが、それには今回のこの基本方針におきましても、五ヶ年間で大体の都市計画の区画整理の恰好といふものを付けてしまおう、あとはまあ多少道路の整備事業とかいつたようなものは多少残しても、とにかくこの五ヶ年間に区画整理の恰好だけは付けてしまおうという方針で、実は今回の再検討を國りましたので、五ヶ年後に残しまするような残事業といたしましては、既存建築物の中で道路に余りつかつていいない、多少道路に引つかかつておりますても、道路の交通上支障がないようなものであるとか、或いは戦災焼残りの建物を移転するとか、或いは僅かな折巾の道路にありますところの建物の移転をするとか、或いは公用地補償費の一一部であるとか、或いは区画街路の側溝の工事であるとか、或いは上下水道の改良工事として、これを大体六十五億というように、今数字に押えたのでございます。今回

この事業をいたしますにつきましては、大体半額の国庫助成という立場で、あとの半額というものにつきましては、地元において持つて頂くということにいたしたのでございます。それにつきましては、主といたしましてこの再検討をいたしまするときにおきましては、この戦災復興の重要な財源いたしましては、都市計画税という、いわゆる目的税というものを睨みまして検討をいたして参つたのでございまして、その後シヤウブ勧告案が公表せられるところを見まするといふと、この都市計画の目的税というものが今回削除されましたので、実は私共いたしまして、事業を実施いたしました方針に基きまして減少をいたしました方針に基きまして減少をいたして参つたのでございます。この最後の欄を見て頂きますれば、百メートル以上の街路につきましては七五%の減をきましては非常に考慮いたしておる問題の一つであります。ただまあ市当局の全体の予算といふものは、無理をして取れば従来よりも四百億も増加いたされたるというような実情でございますが、併しこの点は果してこの四百億といふものが取れるかどうかということにつきましては、又市府御当局におきましても相当に苦慮せられる問題でございますので、あとでこの協議会におきましての附帯決議といたしまして御要望がござりますれば、是非ともこの起債を認めて頂きたいという声が市町村として、事業実施者として有力なる意見というとに相成つておるのをござります。

以上は大体実施面の問題でございまして、この起債を認めることでござるが、これにつきましては本日お配りいたしましたものの方にあつたと思ひまするが、「戦災復興事業の再検討街路及公園緑地計画比較表」といふのがございますが、各都市ごとに從来の幅員百メートル以上、八十一メートルから九十九メートル、又は十メートル以上のものを検討いたしまして、事業の検討前と検討後におきましてこの数字というものを、そこに並べて置いてございますが、これによりまして相当数を減少いたしておるのござります。又公園緑地の問題につきましても、東京都は大体四〇%くらいを減じ、大阪は一九%くらいでありますか、減じまして、相当先程申上げました方針に基きまして減少をいたして参つたのでございます。この最後の欄を見て頂きますれば、百メートル以上の街路につきましては七五%の減を見、六十一メートルから八十メートルにつきましては五〇%の減を見、それから四十四メートルから六十メートルにつきましては四九%の減、それから三十六メートルから四十三メートルは二〇%、三十メートルから三十五メートルにつきましては七%のプラスになつておりますのは、実は上方から落つこつて参りましたので、その点だけは多少植えておるというような現状に相成つておるのでござります。それから二十二メートルから二十九メートルは一四%、十八メートルから二十一メートルにつきましては一%というものが減を見ております。それから二十二メートルから二十九メートルは一四%、十八メートルから二十一メートルにつきましては一%というものが減を見ております。それから公園緑地につきましては、全国平均いたしまして一六・二%といふものの減少を示したのでござります。これは大体私共一ヶ月に亘りまして、都市局の全員並びに安定本部のこの計画方面を担当いたしております方々にお入り願ひまして、協議会の幹事という名目に

おきましたして検討をいたしました結果が、今申上げましたような数字となつて現われて参つたのでござります。この閣議に提出いたしまして、この協議会を実は先月の末の第二回の協議会にかけまして、そうして御検討を願つたのでござります。この御検討を願いました結果は、いろ／＼の御意見がございましたが、最後にこの案を否もう。いたしましたが、最後にこの案を否もう。お手許に配付いたしました平和文化の、この計画は今日の日本の経済情勢等から考えて止むを得ない、市民の復興意欲が見れば必ずしも満足のものとは思われないけれども、国家財政の現状から見て止むを得ないので承認をする、承認をするからには、これを確実に一つ実施するようにやつて貰いたいと、いうことが先づ要点の一つでございます。次には、先程申上げましたよう、地方の負担分は今回都市計画税もなくなつたことであるから、又これによつて受け取るところの利益といふのは、現代の市民のみならず、後世の市民にまでも利益を受けることであるから、その分は一つ起債として十分考へて頂かなければならぬ、極力起債を優先的に措置せらるるよう困つて頂きたいということと、第三には、戦災復興を五ヶ年間において始末を付けるというのならば、この実施のやり方といつてしましては、できるだけ五ヶ年の前期、特に初年度におきまして、この事業に重点を置いて予算も多く前期の方において計上をして頂きたいといふと、この大体三つの希望的条件というものを設置いたしまして、関係当局者

されたような実情に相成つておるのでござりますので、これを実は本年の初めに開設いたしまして、この協議会から運輸省といったような方面の各機関が集まりまして、これを一つ再検討します。今回私共予算を要求いたしましてつましても、あの法律の中に書かれていますが、今申上げましたように、広島につきましては平和記念都市建設事業、それから長崎につきましては、国際文化都市建設事業といふものは、戦災復興の事業とプラスそれ／＼の平和国際都市としてふさわしいような施設を纏込んだものを、それ／＼の都市建設事業とするところを、それ／＼の都市建設事業とすると、この計画は今日の日本の経済情勢等から考えて止むを得ない、市民の復興意欲が見れば必ずしも満足のものとは思われないけれども、国家財政の現状から見て止むを得ないので承認をする、承認をするからには、これを確実に一つ実施するようにやつて貰いたいと、いうことが先づ要点の一つでございます。次には、先程申上げましたよう、地方の負担分は今回都市計画税もなくなつたことであるから、又これによつて受け取るところの利益といふのは、現代の市民のみならず、後世の市民にまでも利益を受けることであるから、その分は一つ起債として十分考へて頂かなければならぬ、極力起債を優先的に措置せらるるよう困つて頂きたいということと、第三には、戦災復興を五ヶ年間において始末を付けるというのならば、この実施のやり方といつてしましては、できるだけ五ヶ年の前期、特に初年度におきまして、この事業に重点を置いて予算も多く前期の方において計上をして頂きたいといふと、この大体三つの希望的条件というものを設置いたしまして、関係当局者

これが、今申上げましたように、広島は、その他厚生省、文部省、それから運輸省といったような方面的各機関が集まりまして、これを一つ再検討します。今回私共予算を要求いたしましてつましても、あの法律の中に書かれていますが、今申上げましたように、広島につきましては平和記念都市建設事業、それから長崎につきましては、国際文化都市建設事業といふものは、戦災復興の事業とプラスそれ／＼の平和国際都市としてふさわしいような施設を纏込んだものを、それ／＼の都市建設事業とするところを、それ／＼の都市建設事業とすると、この計画は今日の日本の経済情勢等から考えて止むを得ない、市民の復興意欲が見れば必ずしも満足のものとは思われないけれども、国家財政の現状から見て止むを得ないので承認をする、承認をするからには、これを確実に一つ実施するよう、地方の負担分は今回都市計画税もなくなつたことであるから、又これによつて受け取るところの利益といふのは、現代の市民のみならず、後世の市民にまでも利益を受けることであるから、その分は一つ起債として十分考へて頂かなければならぬ、極力起債を優先的に措置せらるるよう困つて頂きたいということと、第三には、戦災復興を五ヶ年間において始末を付けるというのならば、この実施のやり方といつてしましては、できるだけ五ヶ年の前期、特に初年度におきまして、この事業に重点を置いて予算も多く前期の方において計上をして頂きたいといふと、この大体三つの希望的条件というものを設置いたしまして、関係当局者

題につきましては、実はこの協議会の中に小委員会を設けまして検討をしてよろうということになりましたので、その点私から触れる権限はございませんが、都市局に関しまする問題につきましてお話を申上げますれば、先ず第一番目には、広島、長崎、いずれも戦災復興の仕事をここに取上げたのでございます。それは今回の再検討によりまするものを取り上げたのでございます。それから平和記念施設、又長崎におきましては文化記念施設というものがございまして、これはいわゆる原爆の中心でありますところの地域、広島につきましては中央公園、中島公園でございまして、それらの公園を整備して参り、それから広島につきましては、そこに記念館というものを設置して参りましてのいろいろの貴重なる資料とろうというふうに相成つておるのでございまして、取敢えず来年度の予算でございましては、この原子爆弾によつていたしましては、この資料陳列館といつたようなものを設置して参らう、記念公園と同時にそういうものを一つ設置して参らうというのが一つでござります。それから排水施設でございます。それから排水施設でございまするが、これは両都市共非常に排水の設備が悪いのでござります。殊に広島のごときは大田川のデルタ地帯になつておりますので、この大田川の改修と同時に排水施設の整備をして参らなければならぬ。それから長崎につきましては、上下水道といったようなものが非常に大きく浮んでおるのをございます。それから幹線街路の問題でござりますが、これにつきましては、できるだけ一つ既存の計画とい

ものを尊重いたしまして、来年度は一
部できるならば重要な幹線の所は舗装
替をしようじやなからうかというようう
な意味において、幹線街路の整備費を一
びに舗装費みたいなものを多少組んで置
いたのでございます。それからあとでござ
は都市公共施設でござりまするが、こ
れは運動場等の問題でござりまする
局の施設になつておりますので、これ
が、これは来年度には一応は上せない
ということにいたしましたのでござい
ます。あと文教施設以下は各省又他の
につきましては先程申上げましたよ
うに、小委員会を設けまして、そこで
実施計画というものを再検討しようう
いうことにいたしたのでござります。
公共施設以前のところは大体都市局、
私の方でいろいろ検討いたしまして、
最小限度のものをそこに載せて見たの
でございます。実はこの両都市共十五
ヶ年間の計画といふものを最初持つて
参られたのでござりますが、勿論計画
としては相当長期に亘るもののはいいと
思いますが、併し事業実施といふこと
になりますと、十五ヶ年間といつた
ようなことは、計画は持つておられ
ても事業実施面としては余りにも長過ぎ
るじやなからうかという意味におきま
まして、一応五ヶ年というものに切り
まして計画を出して貰いたいというう
とにいたしました結果が、ここに現わ
れましたような数字、こういうことに
相成つておるのでございます。又これ
についての第一回の協議会におきまし
ては、全体として各省が集まりました
結果は、これでいいという結論は出で
おらなかつたのであります。実は先程
申上げましたように小委員会を設けま
して、そこで一つ検討して行こうとい

うことに相成りましたのでございま
す。できるだけ一つこの線に沿うて來
年度予算の獲得をして頂き、そうして
別個の予算になつていいところは一
つ紐付けて考えて頂きたいというよう
な実は要望になつておるのであります。
以上は大体広島、長崎の大要の説明
でございますが、いろいろ質問に応じ
ましてお答をいたしたいと思います。
○赤木正雄君 私は内容を詳細に審議
しておりませんが、今承わったところ
について一つ御質問したいと思いま
す。戦災復興都市計画事業に挙げられ
ております先づ街路、これは百メート
ルのものは大分減つております。
それにいつて第一に気が付いた点は
平市です。これが三十メートルから三
十五メートルまでのものは從来一つ、
改訂されたものも一つ、十八メートル
から二十一メートルのものは從来なか
つた、ここに一つ書いてあります
が、先程の説明ならば大体縮小しておる筈
であります。特に一つ殖えておるの
はどういうわけですか。それを承わり
たいと思います。それから横浜市であ
りますが、これは六十一メートルから
八十メートル、下つて十八メートルか
ら二十一メートル、これを各大きさの
ものにつきまして縮小したと申します
が、格下げになつたものは二十あります
。最後の十八メートルから二十一
メートルになつたものが八つ、差引き
十二、相当の路線がなくなつています
が、それで差支えないのですか。そ
ういう説明を大体お願いします。
それからもう一つ、都市の数が今度
大分減りましたが、これは一々調べれ
ば分りますが、結局どの都市との都

市を今後対象とされるかという三十都市の名前、又その面積、どの都市についてはどれ程になさるか、先程承わつた説明では、大体の概念につきまして、我々委員といたしましては、「どの都市にどれくらいの事業をなさるか分りませんから、そういうことをもう少し詳しく書類にして手許に預きたい」と思います。

○ 説明員(八嶋三郎君) はあ。

○ 赤木英雄君 もう一つ承わりたいのは、生産都市と申しますか、同じ戦災を蒙りますても、今後の復興のために生産を拡充すべき都市もありましょうし、又そうでないような都市もありますが、そういう生産拡充の都市でも、その他の復興都市でも同一に考えておられるかどうか、これが今後の日本生産に重大な問題でありますから、当然我々は同じ戦災を受けても、先ず生産を拡充すべき都市を重点中の重点的にやるのが復興に寄與する。そういうふうに考えておりますが、それに対する考え方、又平和文化都市というものが今度新たにできましたが、平和文化都市と復興都市の今後の復興に対する比率、それをどれ程の割合に考えておられるか、それだけの点を伺いたい。

○ 説明員(八嶋三郎君) この平の問題につきましては、或いはこれは誤謬かも知れませんから、もう一遍帰つて調べさせて頂きたいと思います。横浜の問題につきましては、これは横浜東京というものは実は街路は大分縮小して参つたのです。殊に東京は横浜よりも相当思い切つてやつたつもりであります。が、一応東京横浜という所は、從来一回復震災でやられました関係があつたも

のですから、震災でやつたような所はできるだけ省くのだと、方針を取つたわけあります。これができるだけ圧縮いたしましたのは、これでも大体最低限度の都市計画の需要が充たせるという点からいたしたような次第であります。

それから三十都市の問題につきましては、実は今日三十都市の名前を持つて参りましたかつのであります。持つて参りませんでしたので、あとでお届けしたいと思います。大体やりましたところは、罹災面積が非常に僅少であつて、まあ数万坪というような所であります。そして今まで事業をいたしましたのが大体八、九割までは済んだ、大体区画整理あたりも恰好が付いてしまつたというようなところは落ちて参つたのであります。将来そういう都市をどうして行くのか、又今お話しのように生産都市として発展して参るというような都市をどうして参るかというようなお話しがございましたが、これらにつきましては、実は震災復興とは別個の形で、重要幹線街路といたものに補助をして参るということをいたしたのであります。前年度までは生産再建といった意味で多少の助成をして参つたのであります。大体そういうような方面で、多少はこの街路あたりの整備を図つて参るというような方法を考えて参りたいという工合に考えておる次第であります。

それから震災都市の中で、生産都市とそうでない都市との復興の状況を如何にするかという問題でございますが、これらにつきましては、実は私共いたしましては先程申しましたように、生産都市としての考え方につき

ましては別個の処置を取つて行きたいと思つておるのでござりますので、この点はし易い所からやると言つては語弊があるかも知れませんが、できるだけ問題の起つておらん所から漸次片付けて行きたい。そうして仕事も大分進捗して、もうちよつと手をかければそれで終るというような所から、漸次縮めくくりして行きたいという気持を実は持つておるのであります。併しその中でも特にこの地帶は工場と密接する、工場地帯に附隨する、いわゆる住宅地帯であつて工業というものと関連する、この住宅地帯に早急に整備を図つて行かなければならぬというような所があれば、その所は今回の区画整理として重点的に処置を図つて行きたいという工合に考えております。

それから最後の平和都市の関係は、実は私共といたしましては平和都市、文化都市につきましては、例えば他の都市が五ヶ年間で戦災復興の大体の区画整理が終るならば、これを四ヶ年間でやるとかいうふうにして、早く一つ区画整理あたりも恰好を付けてしまいたいという実は気持で予算を要求いたしましたのであります。併しながら今回の予算措置といたしましての問題としたしましては、そういうことには相成つておらないのでござりますが、たゞ補助率等は多少考えてもいいというような安本・大蔵省の御意見もございます。その点が多少認められるのではないかと思つております。その外は今申上げましたように記念的なもので

あるとか、或いは幹線街路を多少他の都市にも及ぼして参るということで、実は進んで行きたいというように考えておるのであります。

○赤木正雄君 尚私御希望申したいのは、我々この戦災都市の審議をいたしませんが、一休各委員に戦災都市をどういうふうに計画するんだか、街路網の図面を一枚ずつ貰わんと本当にできんと思うのであります。従来も随分やつて来ましたが、ここに大体の図面をお示し下さいましたが、今手に持つておらないのですが、どういう術ができるか、一向に分らない。これでは委員に対しても誠に申訳ないと思います。今直ぐとは申しませんが、或いはこの臨時国会にできなければ、次の常会に間に合うようにつ戦災都市の全貌と申しますか、どういうふうになさるか、その図面を欲しいと思うのであります。それを貰わんと本当の審議ができるのであります。御迷惑が知れませんが、お願ひします。

○北條秀一君 只今赤木委員からお話をありました戦災都市の復興計画について、今回縮小されるに当つて、その経緯を明らかにする資料を作つて呉れといふ御意見は誠に御尤もであります。これは至急にやつて頂きたいと出でて、これであります。つきましては本日御説明のありました内容につきまして、数点について質問いたしますので、要点を一つお答え願いたいのであります。

それから一問一答式に行くことをお許し願いたいと思います。

○委員長(石坂豊一君) どうぞ……。

○北條秀一君 第一は、私は素人であ

りますから、質問が当なければ、当らないで言つて頂ければいいのであります。ですが、この計画の縮小ということは、当初の計画ということが全く無意義であつた、と言いますと少し過ぎるかも知れませんが、当初の計画というものが全く十分な検討を盡していなかつたということになるのか、或いはその後日本の国状が変化したために、当初の計画が遂行できないことになるのか、そのいずれなのか、その点ははつきりして頂きたい。

○説明員(八嶋三郎君) 当初の計画は杜撰であつたということは決してございません。当時は戦災で相当焼野原になつておりましたので、まあ國、地方の財政が許せばやりたいというので、実は相当の理想を持った計画というものができ上つたのでござります。ただその後における情勢がとにかくこれに伴わない。殊にその中心は予算であつたのでござります。殊に今年は経済九原則というものを設定いたされました。相当都市局方面に対する、戦災復興に対しまする予算が削減いたされましたので、そこで一つ再検討しようじゃないか、その再検討はできるだけ最小限度の都市計画を見通す意味において財政の節減を図つて行くという点についての計画が杜撰であつたというようなことはございません。

○北條秀一君 成る程理屈はそういうふうに付くのでありますけれども、結局はこの終戦直後立てられた戦災都市復興計画というのは、当時の日本の経済情勢を十分勘案して、そうして終戦後何年かの間には日本はこういうふうに段々経済力が復興して来るといふことはございません。

ついで想定の下に作られたんだと思う。この都市復興計画は……ところが今日から言いますと、敗戦後今日まで四年になりますが、日本の経済力の復興については、現吉田内閣は当初の予想以上に日本の経済復興の速度が早いといふことを盛んに方々で言つてゐるわけなのですが、そうなると急に今日になつて戦災都市の復興計画を縮小するということは全く無意味なものであると思う。予想以上に経済が復興している。だから予想している以上に都市の復興というものはできる筈だ。それを縮小するというとき、「一体私は今お話をありましたけれども、その趣旨がよく分らない。勿論経済九原則、ドッジの均衡総合予算というものがあるかも知れませんけれども、根本は国力がこれだけ予想した以上に復興しているわけですから、ですから当然予想以上に復興した国力に応じて戦災都市の復興計画はふくらましてもいいと思うのに、その逆だと思うのです。

あつた場合におきましては、そういう方面的の金というものは非常に縮小されおつたのであります。ところが当初の予算の出し方というものは少かつたために、あとになつて非常に莫大な金がかかつて來たということになつて来た。そして第二の点のお話では、御尤もだと私は思いますけれども、これは國力が復旧して參つたのだから、そういう方面は出す金というのも多くならなければならんのではないかと、私の立場としてもそう言いたいところであります。ただ一方におきましては、その後においていろいろ災害が非常に起つておるというような問題もござりまするので、その方面に相当金というものがここに削減されておりますので、こういう方面に廻す金というものは段々少くなつて参るという点は、職災都市復興計画を担当いたしております私共といたしましては、遺憾に存じておる次第であります。

ります。それが今回なくなつたのでございます。ただまあ全体の枠から考へて見ますれば、府県は大体とん／＼、それから市町村が一応枠としては、シヤウブ勧告案におきましては殖やしておられます。従来都市計画税でやるならばやり得た。併しその都市計画税を含めたものが一般財源の中に入つたから、要は一般財源の方からその方面に、市町村或いは府県の方で探せると、いうことの問題であろうと思います。今までではちゃんと他の枠があつたから処置がしやすかつたというわけであらうと思います。今度はなくなつて一般の中に入つたから、それを持つて来るといふことなので、私共の方からも呼びかけて行かなければならぬと思ひます。ただ先程私が簡単に触れて置きましたが、今日市町村にあります財源といふものは、住民税であるとか、或いは不動産税といつたようなものであります。それで、不動産税といつても、バラツク小さいやうな住宅には相当大きな期待をかけることはできないのじやないるので、市町村は殖やして行かなければないかんという要望が多いといふことは、先程申上げたよな実情でござります。が、今までのような金額をそのまま取つて行くということなら、私共それを検討いたしましたときには十分取り得たというような実情があるのですが、だといふ確信を持つておつた次第であります。

これは今後急速度にこれを改善するという見通しが付きましょうか。
○説明員(八嶋三郎君) これは実は補助金のやり方というものを四半期ごとに分けておりますので、安本の方針といたしましては、一遍に早急に出していくことはインフレを助長するというような意味におきまして、四半期ごとに分けておられます。私共といたしましては、できるだけ全般の方面にまで多く出して見てみたいという気持は持つておられますけれども、どうも四分の一とか何とかというようになればれるのではないか……これは都市計画だけではないから……これは都市計画だけではないと思いますが、すべての事業がそうなりますけれども、どうも四分の一とか何とかいうふうに決めておりますので、これ以上私の方から申上げるということはできないと思います。

を持つて来ることは当然でありますし、従つて国庫の補助率の問題と同時に、これは地方起債の枠の問題にもなつて来ると思われます。従つて失业救済、或いは復興事業、すべてが地方起債の枠の中に当初から十分にこれを見込んで入れておらなければ、当然仕事はうまく行かないと考えておるのでですが、どの程度までそういうふうな地方起債の枠の中に繰込んで行こうと考えておるのですか。特に昭和二十五年度の予算案、この点について政府の見解を伺いたいと思います。

ておるのでござりまするが、来年度の問題は、今申し上げましたように、今年度の予算が確定いたしませんというと、ちよつと今その資料は出て来んだらうと思います。本年度といたしましては、その他戦災都市の分も混ぜまして大体七億ぐらいを実は私共の方としては要求いたしておるのであります。その中で戦災復興が今までの……三次までの地方庁の査定案といたしましては、戦災復興に大体三億、それから非戦災都市等につきましては、その他の都市計画につきましては一応一億四千万円くらいいですか、合計四億四千万円くらいになつているように記憶するのであります。が、大体七億程度要するのではない。か。大体半分以上といふものは起債をいたすのではなかろうかという工合に考えて参つているわけでござります。

項目を作りたいということに要求をいたしておりまして、その点は一応今のところ認められているような情勢でございます。ただ厚生施設であるとか、河川とか、港湾とかといったような分は、これはまだそこまでは入つておらないのであります。が、戦災復興、大体これまでに書いてある都市公共施設以前、これらは大体別枠として規定を見たのでございます。

○委員長(石坂豊一君) 北條君、よろしくうござりますか。

○北條秀一君 もう少し具体的に説明して頂かないと私よく分らないのです。が、都市局分等の款項は別に起すということであります。が、この説明書の中にはどこにそれが入つておりますか、何ページに……。

○説明員(八嶋三郎君) 二ページにござりますけれども、これは皆並べて書きましたけれども、例えば広島の分の協議会の項目といたしまして一覽表ができるおりましよう、二枚目のところですが……戦災復興、平和記念施設、排水施設、幹線道路、都市公共施設となりましよう。それらを大体一括しまして、一應並べております。これは基本的なものですから、それを一應別枠として要求しております。来年度は都市公共施設はございませんですが……。

○委員長(石坂豊一君) ちよつと委員長から二、三聞いて見たいと思いまます。北條さん、あなたの継続質問は……。

○北條秀一君 打切ります。

○細川嘉六君 あなたの質問の前に私ちよつと……戦災都市復興について、平和都市を作るとか、それから各都市の道路その他の建設をやるとか、いの

ですが、その場合に各都市において市民階級が沢山住んでる。そういう場所にどれ程の考慮が拂われてあるのか。最近偶然私が東京都で見たのですが、戸越のあたりに行つて見ますと、水が出るというともう田畠が海になつてゐる。非常に一般人が困つてゐる。あ、いうような方面にどれ程の注意が拂われてゐるのか。それから住宅の問題にしましても、相当皆が困つてゐるのだが、一般人の生活にとって可なり重要な点、困つておる点についてどれだけの考慮が拂われておるのか私にははつきり分らないのですが、今日の戦災都市を復興させるには理想案もある筈だが、それは今日の政治ではできなことであるが、先ず差当り一番困つておるところ、庶民が困つておるところ、それにについての考慮がどう拂われておるか、私には気になるので質問するのです。

一般的に及ぼすということはなか／＼むずかしかつたのであります、ただ大阪あたりにおきましては、港湾地帯が非常に沈下いたしまして非常に困つておつたといふので、まあこれは殊に市長が非常な力を注いだものでありますから、いわゆる港湾地帯の場合、港区、それから大正区でございますが、あれが十メートルも海水面から下つておるという状態でございます。これを大阪港の浚渫、拡張と同時に、あの地帶を一つやつて行こうと、掘上げましたところの泥を以ちまして、そうして全面的に埋立てをして、ぞうして区画整理を進めて行こう。こういう計画を進めておるのでござります。これにつきましても今まで戦災復興の地域でありましたので、戦災復興の方で僅かばかりのものを出しておつたのであります、来年度は一つ特別に取上げまして、港湾地帯の整備ということで、一つ港湾局とタイアップいたしまして……。

政が不十分ならば、なるだけ尙更なさ
らなければならんと思うのですが、た
だ、今あなたがおつしやつておられる
ところでは、ただ考えておられるだけ
で、戦災都市の復興の問題については
具体的な案がないのですね。その方面
にまで実際に行なつておられることも
なければ、その成案もないというわけ
ですか。

○説明員(八嶋三郎君) これは具体的
にはというのは、東京都の具体的な問
題ですか。

○細川嘉六君 東京都初めその他の都
市。

○説明員(八嶋三郎君) その他の都市
につきましても、今申上げましたのよ
うな、そういうような地点につきまし
て、大規模でやるような所は大規模的
な計画は一つ持つております。今申上
げましたように、大阪あたりの所は大
規模として一つやつて行かなければな
らん。東京以外の都市につきまして
は、或いはボンプを据付けるとか、い
ろいろな方法は考えております。その
計画はあります。

○細川嘉六君 その計画はある。

○説明員(八嶋三郎君) ええ、その計
画はあります。ただ実施につきまして
は、金の問題がいろいろありますもの
ですから、金を、それ／＼小規模の所
は小規模で当然金を出してやるとか、
大規模の所は大規模で何とか出してや
らなければならん。東京都あたりにな
りますと、相当広汎に亘りますので、
これはいわゆる都市計画として地盛り
をして行く方かいいか、或いは防潮堤
の方だけでなくて、河川局の方で考え

○委員長(石坂豊一君) よろしゅうござりますか……。それではちよつと委員長から承わつて置きます。広島と長崎の、これはもうすでに法律となつておるのでありますから、別に抜つて行くことは少しも異存ないことに思いますが、「この復興計画の再検討した八十五の中、広島と長崎が除外されておるんですか、中に入つておるんですか。

○説明員(八嶋三郎君) これは入つております。

○委員長(石坂豊一君) 入つておる。そうしますと、その事業費の再検討した中の、三百三十二億ですか、その中にあなたの方の計画された二十五ヶ年計画の分がやはり含まれておるんですか。

○説明員(八嶋三郎君) はい、さようございます。

○委員長(石坂豊一君) それと二十九年度の戦災復興の広島には八億六千五百万円、それから長崎は一億七千万円ですか、これらもやはり一緒になつておるんですね。今年の予算に……。

○説明員(八嶋三郎君) いや、その点はこれから取りましてやつておりまます。それで大体今度取りましたのは広島、長崎の分と、大阪の港湾地帯の分、それで三百三十二億の中に皆入づておるんです。これを別個の予算に立てまして、そうすると、それを取つた外のところは、大体二百八十数億円という金額になつております。それで要いたします。

○委員長(石坂豊一君) もう一つお尋ねいたして置きたいのは、先程北條君からお話をありましたが、道路の幅

員なぞ、最初の計画の通り実施されるつもりで退いておる人と、そのときはそのときと、無暗に先へ出て、そうして店舗を設けたりしておる、そういうものが今道路の幅員を減したために、たまゝ、その先へ出ておつた奴は仕合せして、後ろに下つた奴は馬鹿を見ておると、こういうことになつておる。そういう実例を我々は沢山見ておるの正直者は馬鹿を見るということを言われたんだらうと思ひますが、私共はその点について、先程の御説明では一応理解はできるけれどもそれは理屈の上ではそななるけれども、実際はそれは容易ならん問題である。そういう点について、この幅員を減少せられることは非常に考慮して頂かんというと、各都市において非常な違いがあるだらうと思ひますけれども、殊に今除かれた都市などについては、中にはやはりそういうものがありはしないか、こう思ひます。ついてはこの三十を除かれまして、これはすべて小都市が除かれておりますが、除かれているのは、ただあなたの方の計画の線で除かれておるんですか。

な計画は立つておりますが、戦災地で
すら、こうやつて我慢せらるんですか
ら。況んや今までの計画の分は、すでに
に決まつておるから、その通り実行して
行く、国の厄介をなくして行くとい
うような点は、その点も考慮すべきじ
やないか。

(○説明員(上川三良君))たゞ、この分は、半分は事業を実施しておる、この戦災復興にいたしましても、先程申上げましたように、事業を実施しておるところは、できるだけ嚴重に、今申上げたように、正直者が馬鹿を見る、ということがありますものですから、それをできるだけやる、という方針で実は当つたのです。ただ一軒や二軒と、か、少數のものがあるんじやながろうか、という点を実は虞れておるんじやござりますが、非戦災都市につきましても、非戦災都市のやつは大体は今まで手を着けている所が多いと思います。そういう所を父ここでごたゝし

て行くことは如何かと思ひます。新たに非戦災都市につきましてやつて行くということにつきましては、余程範囲を拡げて行くよりは、私はもうすでに手を着けたもの有何とか早く終炮させるように一つやりたいという気持を持つてゐるのです。余りばら撒き主義的なことはやりたくないという気持は実は持っております。

○委員長(石坂豊一君) 既定計画を変えるということは、これは非常な迷惑を與えるのだから成るべくやりたくはない。我々はやはり初めの通りの計画案で押して行つた方がいいと思ひますけれども、ただ戦災都市について余り費用を切下げてあるというところから、私はさように言うのでありますけれども

も、もと／＼我々はそういう方針で、いい加減で止めてしまつという意思は持つてない。ただ戦災都市との比較上、既定の部分はそれでやつて行くと、いうことのないようにして行かなければならん。かような考え方から申上げてあるのですが……。それからもう一つ、積極的に住宅などのできないのは全く区画整理ができないからで、そのため全国を一的に五ヶ年計画にするということは、これはどうだらうか。早くできる所は三年でも四年でもいいだらうし、遅い所は五年や十年、六年、七年かつたつて差支えない。それを無理に五年の枠に嵌めるということは余りに画一的に囚われているのじやないか、かように考えております。その点一つ……。

つて行きたい。今年八十五になります。けれども、来年に行つて又或る一定の金を注ぎ込んで、その中から十五なり二十落して行こう、五ヶ年後になつたら、あとは大都市ぐらいしか残らん程度という所まで持つて行きたいとう気持を実は持つております。

○久松定武君　都市計画につきまして常に問題になるのは農地との関係ですが、今以て尙この点につきまして法律的の根拠がなか／＼ない。常に農地と都市計画において衝突する。そうして都市計画を変えざるを得ないと、いうような場合が往々あります。只今はどういうような方法でこれを解決しておられますか。その点をお伺いしたい。

○説明員(八嶋三郎君)　農地との関係につきましては、自作農創設特別措置法が出まして、相當に各地方において混乱を起したことは御指摘の通りであります。その後私共農林省当局と連合軍關係方面とも十分に打合せを擲げまして、すでにもう知事が除外してしまつたという所は、これはもう問題はございません。自作農から除外いたしましてやつたことは問題ございません。それからこれを自作農として設定をして参るか、或いは農地として設定して参るかといふようなものを決めるといふような場合におきましては、從来は都市計画として公園なり或いは運動場として決定しておつたのに、あとに自作農が来て、自作農の農地委員会で勝手に決めるというようなことではいけないのじやないか、そこでいわゆる混合委員会と言いますか、除外について、両者が集まつて一つの委員会を作りまして、そこでいろ／＼議論を戦わして、そして決めて知事の裁量を仰ぐ

という方法を取つてゐるのです。今一つは、そういうことにによりまして、五ヶ年間の保留地といふものを一応編み出しますが、専用地として公用地を取るといふように、五ヶ年間においてはどううな方法によりまして処置をいたしておるのであります。漸次なくなつておりますが、専用地の残存があると思います。

○原口忠次郎君 広島と長崎の新予算で組まれたその組み方が、本年度の広島と長崎の予算と比較して増減が非常に沢山見えるのですか、それとも大した関係がないのですか。

○説明員(八嶋三郎君) この予算要求でありますか、決定したものでありますか。

○原口忠次郎君 要求と言ひますか、そういう方面でもよろしいです。

○説明員(八嶋三郎君) 要求はこれは相当に殖えております。御承知の通りに十数億になつております。併し今回大蔵省あたりで認めましたような、安本あたりで作成いたしました金額は非常に少くなつております。せいか戦災復興と、それから平和公園、それから記念館的なもの的一部、それから幹線街路といふようなもので非常に僅少なものであります。それで前年度との比較とおつしやいましても、ちよつと今比較にはならんだろうと思ひます。今年の予算が幾ら全体で認められるかということになりますので、ちよつと今御質問になりまして、どういうことになるか、ちよつとまだはつきりした

一般的の戦災の復興の費用が今與えられておりまするものを予想して参りますれば、まあ或る程度それは多いといふことは言えるだらうと思ひますけれども、併しこれは先程申上げましたように、戦災復興あたりも、できるだけ外の都市よりも何とか早くやりたいといふ氣持は私共は多分に持つておるのであります。

○原口忠次郎君 私の質問しておる趣旨は、広島と長崎の特別の法律が出来ましたときに私共は大体賛成したのでありますけれども、広島と長崎は特殊な関係上、こういう名前が付いておる。併し大体の費用は相当に集まつてあるのです。外国からも非常に資金が来りますけれども、広島と長崎が早くでき、平和都市ができ、文化都市ができるといふが質問しておる趣旨は、長崎、広島が特別に取扱われて復興が早くでき、平和都市ができ、文化都市ができるといふことは結構だと思います。結構だと思いますが、都市計画事業の一般的の費用が大体枠が決まつておるのじやないかと思います。そうしますと、特に長崎と広島が外の方から予算が増額されるなら心配はないのですが、ここに大体の戦災都市復興事業費が幾らというふうに枠が決まつてしまふ、その中から広島と長崎だけにこういう法律があるから、特に金を配分して行く、そういう都市が却つて遅れる結果になるのです。そういうふうな心配がちよつとあるのです。そういう点はどうなんですか。

申上げましたように、実は別枠にして

○原口忠次郎君 別件とおつしやいま
しても、戦災復興、項目が違つても、
例えば公共事業費が幾らというように
頭が決まつておる。河川費が幾らか、
道路費が幾らか段々取つて来まして、

都市に使う費用は全体で幾らと、こう決まつてしまふと、特に広島、長崎といふ項目があるから取られる。全国の都市に、それに使わるべき予算が減つて来るというような傾向があつては私は非常に困るのではないかと、こう思ひますので、例えばこの項目を見まし

ても、同じような外のこれと同じような項目になつて来て、だから何かこの特殊な予算の立て方をやられないと、外の都市が、それができたために却つて予算が縮小される。こういう心配がありはしないかということを、全體論で空漠とした考えですから、そ

立派な都市になることは非常に結構だと思います。併しそれがためにこの二つの都市が立派になるために、外の都市に興えらるべき予算が少しでも少くなるということは、私は全国の戦災都市として堪えられないと思います。そ

○赤木正雄君 私の先に申しましたことは、今原口委員のおっしゃつたのと全く同意見です。この二つの都市は外國から金を出して呉れる。殆んど日本は出さなくともよい。そういう市長を始め知事さんの要望があつたんですが、ですから一般職災復興費が特に両都市に重点的に行くということは、非

常に我々は考え得られないことです。それがために一般都市が今よりも薄くなるということは、これはあり得ないと、こう思しますので、今までの復興費は、或いは外国から資金が来るならば、むしろ長崎と広島は今までよりも金は安くてもいい。こつちが出る場合はそういうふうに考えておるのであります。その点からして、この新らしく改正された法文に対して各都市にどういうようなさるか、その詳しい表を欲しいと思います。尙五ヶ年計画ではどうか、五ヶ年計画には変りがあるかどうか知りませんが、一応の目安としてこういう案を持つておるとか、そういうふうのこと我々審議上又今後の参考上、各都市に対する、或いは街路、河川、水道、ガス、鉄道云々とありますが、この都市の復興はこう、あの都市の復興はこうという具体的な表を欲しいと思います。それを特に要望して譲ります。

供出の問題であるとか、当面の問題にばかり奔走して、戦災復興に対しては各地とも熱がない。これがために戦災都市の市長は非常に困つておる。この点特に政府も熱を入れられ、戦災復興に対しても、もう少し当時の熱を薄がれさせないよう、非常に気の毒だと思つて、総理大臣が施政方針の中に折り込みだけれども、この頃になつて見る限りはそうはなつてない。焼けたまゝのは焼け損になつておる。殊に三十五都市なんか除けものにされておる。その扱いがすでにそなつておると、いふことを言つても差支えないと思つておる。その点を政府当局においては、当時の事情を頭に入れて、戦災都市において広島、長崎におけると同様の熟意を以てやつて頂きたい。それから私は強調したい。それからもう一つは、この戦災都市復興に対しでは各官庁はやはり協同して行かなければならない。一例を申上げますと、逓信省は今は電気通信省ですが、電柱の問題などは別々に各庁が働いておるが、ひとり建設省のものだけ行くといふことのない、いふにして頂きたいと思います。やはり元の通りに電柱を立てて、ぞうして以前と同じような状態の都市を再建していく。こういうような点も、各官庁が連絡を取つて建設をして行くといううに協力されるような方法を取るべきではないかと思うのです。どうかその点について……。

誠に悲壯な決意を以て行なつた次第であります。戦災都市八十五都市はできるだけ既存の計画というものをやつて行きたい。今日ここに至りましたにつきましては、市御当局は関係方面にせましまして、いろ／＼と手を交え品を述べ、そうして努力して今日に至つたことを指示しなければならないということになりましたことは、國家の財政の都合上止むを得ないとは申しながら、その局に当りますものといたしましては誠に悲痛な決意と覚悟を以て実は対処いたした次第であります。先程附則を決議にもございますがごとくにやつた以上は一つ確実に実施するといつておきましては、私共は背水の陣を布いたつもりで今回の予算に當つたつもりであります。幸にいたしまして或る程度の御同情を頂いたのでございまいが、併しながら今後我々は、先程議長にもお願いいたして置いたのであります、それだけの費用だけでは十分ではございません。まだはつきり申し上げるが、併しながら今後もお頼いいたして置いたのであります。そこで御用意しておられた十億の費用でございますが、私共はやはり農業共事業金般に対する大きな失業対策にはなるだらうと思いますが、特に今度の配分等につきましては、やはり農村方面には相当の金が廻るのじやないかと思います。併し失業者の立場から考えれば、相当都市ということに重点を置かなければならんと思つておりますので、この失業対策の三十億の配分等につきましては、十分に一つ戦災復興の方面に強力に働いて頂かなければなりません、と思つておるのでございまますので、これの獲得につきまして特に一つ皆様方の御同情と御支援をお願い

たいということを、この機会にお願い申上げた次第であります。尙この各官庁との連絡の問題でござりまするが、今まで私共の至らない点が多くござますので、只今のお言葉を頂門の一つと考えまして、今後気を付けて行きたいと思つております。

○北條秀一君 今日のプログラムはほんたうでございますが、私今日の予定された議案の中ではございませんが、この際都市局長及び次長にお願いしますことがあるのです。それは先の第五回国会におきまして、我々は屋外広告物法を作つたのであります。その後法にござつておつたところの屋外広告物法の本質を可なり逸脱したものがあり出しているのです。ところがその條例が我々が独つておつたところの屋外広告物法の本質を可なり逸脱したものがあるのじやないか、こうした懸念をするのです。そこで各府県で出したところの広告条例の資料があなたの方に全部集まつていると思ひますから、至急そういうものをこの委員会に提出して頂きたいというお願ひなんですが、特に委員長においてさようにお話を計らい頂きたいと思ひます。

○委員長(石坂豊一君) それを決議しておるところのを全部……。

○説明員(八嶋三郎君) まだ全部議論しておらないところもあります。議論したところは私の方で取つておりましたけれども、まだお配りするまでにはいずれ捕いましら手許に差上げることにいたします。

○委員長(石坂豊一君) それではここで散会いたします。

出席者は左の通り。

午後零時四十一分散会

委員長 石坂 豊一君

たいということを、この機会にお願い申上げた次第であります。尙この各官庁との連絡の問題でござりますが、今まで私共の至らない点が多くござりますので、只今のお言葉を頂門の一つに定された議案の中ではございませんが、その後もこの際都市局長及び次長にお頼いしたいことがあります。それは先の第五回国会におきまして、我々は屋外広告物法を作つたのであります。その後も府県におきましては、広告条例を可決し出しているのです。ところがその條例が我々が狙つておつたところの屋外広告物法の本質をかなり逸脱したものであるのではないか、こうした懸念があるのです。そこで各府県で出したところの広告条例の資料があなたの方にお届けられると、特に委員長においてさようにお叱りを受けるので、そこで各府県で出したところの広告条例といふお頼いなんですが、特に委員長においてさようにお叱りを受けるところを全部計りたいと思います。

五

卷之三

五

卷

一
七

理事

委員

原口忠次郎君

仲子 隆君

赤木 正雄君
安部 定君
久松 定武君
北條 秀一君
細川 嘉六君

説明員

(建設事務官)
（都市局長） 八嶋 三郎君

十月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

住宅當團法を廃止する等の法律案

住宅當團法を廃止する等の法律案

住宅當團法を廃止する等の法律案

第一條 住宅當團法（昭和十六年法律第四十六号）は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機関として指定されている住宅當團（以下「閉鎖機関住宅當團」という。）につき特殊清算結了の登記をした日のいすれか早い時に、その効力を失う。

第二條 閉鎖機関住宅當團は、閉鎖機関令の定めるところにより清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行うことができない。

第三條 この法律施行後は、住宅當團法に基き、住宅當團を設立してはならない。

この法律は、公布の日から施行する。
附則

昭和二十四年十一月十二日印刷

昭和二十四年十一月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局